

生活担当で請求し、必要な書類をそろえて申請してください。

② 道路交通法に規定する車輛による運行中の人身事故が、見舞金支給の対象となりません。

③ 見舞金請求期間は、交通事故に遭った日から一年以内です。

■その他の見舞金支給対象

① 歩行中に、自転車に追突され通院したとき。

② 自転車に乗車し、けがをしたとき。

■共済見舞金支給の除外

① 道路交通法に規定する道路以外の場所での車両の運行による場合。

② 災害対策基本法に規定する災害による場合。

③ 無免許・酒気帯びまたは速度違反による運転者および同乗者。

④ 自殺行為または犯罪を目的とした場合の運転者および同乗者。

⑤ 故意または重大な過失。

問合せ先

市役所市民環境課

交通市民生活担当

TEL (23) 6111 1番

内線 2124

車に乗ったら、必ず全員シートベルト!!

後部座席は、決して安全な場所ではありません。後部座席にいても、シートベルトを着用していないと事故の瞬間にシートから大きく投げ出され、衝突のほずみで車のドアが開いたり、窓ガラスが割れるなどした場合、車外に放出される危険性が高くなります。

「車外放出」による死者の占める割合は、シートベルト非着用のドライバーは着用者の10倍以上、助手席と後部の非着用者は、ともに着用者の8倍以上になっています。

子どもの命を守るためのチャイルドシートですが、成長とともにシートベルトに代わるようになります。子どもたちは、シートベルトをしていない姿を見ていると、チャイルドシートが外れたときに、ベルトをしなくてよいと思ってしまう。

普段からシートベルトを着用している姿を見せてあげること、子どもたちにも後部座席などのシートベルトを着用する癖をつけてあげることが必要です。

チャイルドシートからシートベルト着用になる前に!

後部座席のシートベルト着用義務化  
(平成20年6月1日から施行)

交通事故でトラブルを抱えてしまったときは

○弁護士無料法律相談

場所/市役所地下市民相談室  
日時/毎月第4金曜日午前10時~午後4時  
(7月は第3金曜日・12月は実施されません)

料金/無料 定員/10名  
受付/市民相談室に電話申し込みが必要

○市民相談

場所/市役所地下市民相談室  
日時/月~金曜日午前10時~午後5時  
(祝日・年末年始を除く)

料金/無料 受付/来庁および電話で受付  
市民相談室 TEL(23)6111番内線2441